

山梨県公報

第二千四百十七号

平成二十六年

五月二十二日

木曜日

目次

告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五
○条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部……二九一
を改正する告示

○道路の区域変更(二件)……………二九二

○道路の供用開始……………二九二

○建築基準法に基づく道路位置指定……………二九三

○山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例別表第二の知事が定める額……………二九三

○平成二十六年における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則第
二項の知事が指定する日……………二九三

公告

○特定非常勤活動法人の設立の認証申請……………二九三

○開発行為に関する工事の完了について(二件)……………二九三

教育委員会

○平成二十七年山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について……………二九四

公安委員会

○技能検定員等審査の実施……………二九七

その他

○審理の開始……………二九八

正誤

○平成二十年十二月八日付第九百七号中……………二九八

告示

山梨県告示第六十四号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一
項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のよ

うに定める。

平成二十六年五月二十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二
第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告
示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一
項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額(平成十六年山梨県告示第二
十九号)の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、三〇八円	一三、〇四〇円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇二四円	一三、〇四〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一一円	一三、四四七円
三十歳以上三十五歳未満	六、一〇四円	一六、二八一円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二四円	一八、八三四円
四十歳以上四十五歳未満	六、六〇一円	二一、七八四円
四十五歳以上五十歳未満	六、七〇八円	二四、五三二円
五十歳以上五十五歳未満	六、三七五円	二五、三七六円
五十五歳以上六十歳未満	五、九二二円	二四、一一四円
六十歳以上六十五歳未満	四、七三三円	一九、一六七円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、〇〇一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇四〇円

附則

(施行期日)
1 この告示は、公布の日から施行する。
(適用区分)

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

山梨県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年六月十二日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年五月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二九八地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先まで	一一・一 五四・四	七・六 二二・四	一〇八八・六	一〇八八・六

山梨県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年六月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十二日
山梨県知事 横 内 正 明

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲府市向町字遠免三〇七番の一地先から 甲府市下曾根町字一丁田一四八六番の一地先まで	六・五 四二・一	六・五 四二・一	七四三三・三	七四三三・三
甲府市向町字遠免三〇七番の一地先から 甲府市下曾根町字一丁田一四八六番の一地先まで	六・五 四二・一	六・五 四二・一	七四三三・三	七四三三・三
甲府市小曲町字川原官有無番地先から 甲府市下曾根町字一丁田一四八六番の一地先まで	一九・八 一二七・七	一九・八 一二七・七	一五七九・〇	一五七九・〇

山梨県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十六年六月十二日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年五月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士河口湖 富士線	南都留郡富士河口湖町船津字生木塚三二六九番の一〇地先から 南都留郡富士河口湖町船津字剣	五一〇・〇	平成二十六年五月二十 二日

山梨県告示第百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年五月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定の年月日

平成二十六年五月二十二日

二 指定道路の位置

笛吹市石和町東高橋字梅ノ木二百七十七番三

三 指定道路の幅員

六・〇メートル

四 指定道路の延長

四〇・九メートル

山梨県告示第百六十九号

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第三号）別表第二の知事が定める額は、千円とし、平成二十六年五月二十三日から適用する。

平成二十六年五月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第百七十号

平成二十六年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第三号）附則第二項の知事が指定する日は、平成二十六年五月二十三日から同年七月十日までの日及び同年八月三十一日から同年十一月三十一日までの日とする。ただし、同年七月十日にあっては午後五時前に、同年八月三十一日にあっては午後五時以後に利用を開始する場合に限り、許可を要しないものとする。

平成二十六年五月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年五月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十六年五月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人お困りごと相談センター

2 代表者の氏名 岡 伸

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市北口一丁目六番二十九号

4 定款に記載された目的

この法人は、県民に対しその生活に関する相談、アドバイス等の事業を行い県民

生活の円滑な推進に寄与し、もって県民社会の健全な発展に資することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年五月十三日から同年七月十二日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年五月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町押越字上川瀬二四七七の一、二四七七の三、二四八一の一、二四八一の二、二四八一の三及び二四八一の四の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市下石田二丁目十五番七号 株式会社B, Sクリエイト 代表取締役 保坂 貞仁

甲府市高畑二丁目十九番六号 山梨県不動産業協同組合 代表理事 保坂 貞仁

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年五月二十二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
都留市つる五丁目五八四の一、五八六の一、五八八の一、五八九の一、五八九の二、五八九の三、五九〇、五九一、五九二、五九三、五九五、五九六、六〇〇の一、六〇〇の三、六〇〇の四、六〇〇の五及び水の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
都留市上谷一丁目一番一号 都留市長 堀内 富久

教育委員会

- 平成二十七年山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について
平成二十七年山梨県公立高等学校（甲陵高等学校は、別途北杜市教育委員会が定める。）入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。

平成二十六年五月二十二日

山梨県教育委員会

委員長 杉原 廣

I 全日制の課程における前期募集

一 実施校

すべての高等学校、学科において前期募集を実施する。

二 募集人員

前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が定める。

- 1 普通科については、募集定員の四〇％以内
 - 2 理数科、英語科、文理科、英語理数科（以下「専門教育学科」という。）については、募集定員の四〇％以内
 - 3 職業に関する学科については、募集定員の五〇％以内
 - 4 総合学科については、募集定員の五〇％以内
- #### 三 出願資格

前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成二十七年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者
- 2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者

四 出願の制限

出願は、一人一校、一学科に限る。

五 出願期間

平成二十七年一月二十一日（水）（一括受付）、同月二十二日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月二十三日（金）の午前九時から正午まで

六 検査

1 検査方法

面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、特色適性検査、特技、個性表現のいずれか（複数可）を併せて実施する。

2 検査期日

平成二十七年二月三日（火）及び同月四日（水）

七 選抜方法

各高等学校が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書、学習活動及び生活状況に関する所見、面接及び各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の内定

各高等学校長は、平成二十七年二月十日（火）午前十一時から午後四時までの間に中学校長に校長あての前期募集選抜結果内定通知書を交付するとともに、受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。ただし、中学校長が郵便等による交付を希望する場合には、事前に依頼することとする。

九 入学許可予定者の発表

全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。

II 全日制の課程における後期募集

一 募集人員

後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が定める。

二 出願資格

後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成二十七年三月に卒業する見込みの者
- 2 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成二十七年三月に修了する見込みの者
- 3 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は平成二十七年三月に修了する見込みの者

- 4 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成二十七年三月に修了する見込みの者
- 5 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者

- 6 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者

三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
- 2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。
- 3 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。
- 4 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の二学科以上が設置されている場合、志願する学科のほかに第二希望まで志望順位を付けることができる。
- 5 志願先高等学校に職業に関する学科を志望する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間

平成二十七年二月二十日（金）（一括受付）、同月二十三日（月）の午前九時から午後四時まで及び同月二十四日（火）の午前九時から正午まで

五 学力検査

- 1 検査教科及び配点
 - ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。
 - イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。

- 2 検査期日

平成二十七年三月五日（木）

3 検査時間

国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 選抜方法

- 1 調査書の記録及び学力検査の成績を総合判定し、選抜する。

- 2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査の成績を同等に扱う。

七 入学許可予定者の発表

平成二十七年三月十二日（木）の午前十一時

III 全日制の課程における再募集

- 一 実施校

入学者選抜の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

二 出願資格

再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。

三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
- 2 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部の再募集と併願することもできない。
- 3 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の二学科以上があり、二学科以上で募集を実施している場合、志願する学科のほかに第二希望まで志望順位を付けることができる。
- 4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に二つ以上で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間

平成二十七年三月十二日（木）の午後一時から午後四時まで、同月十三日（金）の午前九時から午後四時まで及び同月十六日（月）の午前九時から正午まで

五 検査

- 1 検査方法

面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。

- 2 検査期日

平成二十七年三月十七日（火）

六 選抜方法

学力検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たって実施する面接の結果並びに作文又は新たに行う学力検査の成績を総合判断し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表

IV 定時制の課程における入学者選抜

- 一 出願資格
全日制の課程における後期募集に準ずる。
- 二 出願の制限
 - 1 出願は、一人一校とする。
 - 2 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。
 - 3 全日制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。
 - 4 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。
 - 5 甲府工業高等学校を志願する者は、小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。
- 三 出願期間
平成二十七年二月二十日（金）（一括受付）、同月二十三日（月）の午前九時から午後四時まで及び同月二十四日（火）の午前九時から正午まで
- 四 検査
 - 1 検査方法
学力検査及び面接を実施する。
 - 2 学力検査の検査教科及び配点
 - ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。
 - イ 配点は、各検査教科百点とする。
 - 3 検査期日
平成二十七年三月五日（木）及び同月六日（金）
 - 4 検査時間
国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。
 - 五 選抜方法
調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。
 - 六 入学許可予定者の発表
平成二十七年三月十二日（木）の午前十一時
- V 定時制の課程における再募集
- 一 実施校

定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

- 二 出願資格
全日制の課程における後期募集に準ずる。
- 三 出願の制限
 - 1 出願は、一人一校とする。
 - 2 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することはできない。なお、全日制の課程及び特別支援学校高等部における再募集に出願した者は、その入学許可予定者の発表があるまで出願することはできない。
 - 3 通信制の課程と併願することはできない。
 - 4 中央高等学校が二つ以上の学科・部で募集を実施している場合、志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。
 - 5 甲府工業高等学校が二つ以上の小学科で募集を実施している場合、志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。
- 四 出願期間
平成二十七年三月十七日（火）、同月十八日（水）、同月十九日（木）、同月二十日（金）の午前九時から午後四時まで及び同月二十三日（月）の午前九時から正午まで
- 五 検査
 - 1 検査方法
再募集に当たつての学力検査及び面接を実施する。
 - 2 学力検査の検査教科
検査教科は、国語、数学及び英語の三教科とする。
 - 3 検査期日
平成二十七年三月二十四日（火）
 - 六 選抜方法
調査書の記録、再募集に当たつての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。
 - 七 入学許可予定者の発表
平成二十七年三月二十六日（木）の午前十一時
- VI 実施要項
詳細については、別に定める「平成二十七年山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十六年五月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。）及び大型自動車第二種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成二十六年六月二十四日（火）、六月二十六日（木）及び六月二十七日（金）の午前九時から午後五時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成二十六年五月二十七日（火）から平成二十六年六月十二日（木）まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

2 技能検定に関する技能及び知識
教習指導員審査

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許
二万三千五百円

(二) 普通自動車免許
一万九千六百五十円

(三) 特定第一種運転免許
一万四千五百円

(四) 大型自動車第二種免許等
二万八千五百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許
一万五千元

(二) 普通自動車免許
一万千八百円

(三) 特定第一種運転免許
九千四百五十円

(四) 大型自動車第二種免許等
一万二千八百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申請すること。

その他

● 審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条の規定による審理を次のとおり開始する。

平成二十六年五月二十二日

山梨県 収用委員会

- 一 起業者名称 山梨県
- 二 収用事件名 韮崎市計画道路事業三・四・一号滝坂下今井線
- 三 審理の期日 平成二十六年七月三日（木） 午後二時三十分から
- 四 審理の場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館二〇一会議室

正誤

ページ	段	行	誤	正
六六九	上	終わりから六	平成二十年十一月二十八日	昭和六十年三月三十日

○ 平成二十年十二月八日付山梨県告示第五百五号（団体営土地改良事業の完了）